

履行確保に関する基準

第1 目的

この基準は、江戸川区発注の工事について、適正な履行を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第11条に基づく通知事務の取扱い等について定めることを目的とする。

第2 技術者の配置

工事の施工に当たっては、次の発注区分により該当する技術者を配置するものとする。

- (1) 予定価格（消費税相当額を含む。以下同じ。）6,000万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事については、原則として工事業種に該当する監理技術者（指定建設業の場合は指定建設業監理技術者）1人を専任で配置する。ただし、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。）を専任で置くときは、この限りでない。
- (2) 予定価格4,000万円以上6,000万円未満（建築一式工事は8,000万円以上9,000万円未満）の工事については、工事業種に該当する主任技術者、監理技術者又は指定建設業監理技術者のいずれかの技術者1人を専任で配置する。
- (3) 予定価格4,000万円未満（建築一式工事は8,000万円未満）の工事については、工事業種に該当する主任技術者、監理技術者又は指定建設業監理技術者のいずれかの技術者1人を配置する。ただし、技術者は他の工事との兼任を可とする。

第3 工事施工に関する事項

- (1) 工事主管課長は、施工業者に対し、必要に応じて配置される技術者の資格者証の提示を求めることができる。
- (2) 同一の工事現場（同一の敷地内を含む。）で、工期が重なる工事を契約する場合は、現場代理人は兼任することができる。
- (3) 技術者を専任で配置する期間は、契約工期とする。
- (4) 工事施工中は、原則として技術者の変更はできない
- (5) 工事主管課は、予定価格6,000万円以上（建築一式工事は9,000万円以上）の工事について、現場代理人等通知書の写しを必要に応じて用地経理課に提出する。
- (6) 建設共同企業体における監理技術者の配置は、第2(1)の規定にかかわらず、原則として構成する会社ごとに専任で配置する。
- (7) 施工業者が監理技術者等の有資格者を配置していない場合は、工事主管課においてその配置を口頭又は文書で指示する。

工事主管課長は、施工業者が有資格者の配置について指示されたにもかかわらず、これを怠る場合は、用地経理課長に報告する。

用地経理課長は、この報告を受けた場合は、施工業者を指導するとともに、必要に応じて建設業法所管部局等へ不正事実を報告するなどの適切な措置をとるものとする。

(8) 施工業者は、工事現場において、公衆の見やすい場所に建設業許可に関する事項、技術者の氏名、資格等を記載した標識を設置する。

(9) 監督員及び工事主管課長は、施工業者が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 11 条に該当し、その事実を把握した場合は、用地経理課長に報告する。

用地経理課長は、この報告を受けた場合は、事実を確認し、総務部長に報告する。

総務部長は、この報告を受け、建設業許可を所管する大臣又は知事にその事実を通知するものとする。

付 則

この基準は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

改正経過 平成 26 年 6 月 1 日

平成 27 年 4 月 1 日

平成 30 年 4 月 1 日

令和 3 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日